

伊東市水道事業水道管路施設編入基準

(令和5年6月1日制定)

1 総則

伊東市水道事業の給水区域内において、要望により管路施設を寄附したい場合の基準を下記のとおりに定める。

2 寄附対象とする管路施設

- 1) 管路・・・配水管、泥吐管等
- 2) 弁栓類（ボックス及び蓋を含む。）・・・仕切弁、制水弁、空気弁、減圧弁、消火栓等
- 3) その他、伊東市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が維持管理上、必要であると判断した施設

3 寄附要件

管路施設の寄附要件は、次のとおりとする。

- 1) 寄附予定箇所は、伊東市水道事業（以下「市水道事業」という。）の給水区域内であること。
- 2) 寄附予定管路施設は、市水道事業が所有する管路施設から直接分岐されていること。（受水槽を経由したものは除く。）
- 3) 寄附予定管路施設は、1. 8 m以上の公道又は建築基準法上の道路に埋設されていること。
- 4) 私道の場合は、下記の事項を満たすものであること。
 - (1) 道路の形態を有し、かつ、一般の交通の用に供していること。
 - (2) 幅員が4. 0 m以上、かつ、延長が2 0 m以上であること。
 - (3) 私道の所有者から地役権設定の承諾を受けることができること。
 - (4) 布設されている用地に阻害する権利等が設定されていないこと。
- 5) 寄附予定管路施設は、下記の事項を満たすものであること。
 - (1) 管口径は5 0 mm以上であり、かつ、管種が下記のいずれかであること。
 - ・水道用配水ポリエチレン管
 - ・水道用ダクタイル鋳鉄管
 - ・その他、管理者が維持管理上、支障がないと判断した管路（施設）
 - (2) 布設後3 0年未満であり、かつ、漏水等の不具合が生じていないこと。
 - (3) 必要に応じた箇所に弁類等の施設が設置され、かつ、不具合が生じていないこと。
 - (4) 必要に応じ泥吐施設（ドレン）が設置されていること。
 - (5) 最新の管路情報（布設年度、管名、管種、口径、距離及び弁類の位置等）が記載されている管網図を提出すること。
- 6) 寄附予定管路施設は、4戸以上の家屋に給水していること。
- 7) 私道の土地の使用料は、無償とすること。
- 8) 給水装置は、寄附対象としない。
- 9) 管理者が維持管理上、支障がないと判断できるもの。
- 10) 管理者が管路施設機能及び公益上、適当と認めたもの。

4 寄附の申請

管路施設の寄附を要望する場合は、次の書類を管理者（水道課）へ提出すること。

1) 共通 寄附申込書（様式第 1 号）

2) 私道の場合

(1) 私道所有者の地役権設定承諾書（様式第 3 号）

(2) 私道の登記簿謄本（全部事項証明書）

(3) 占用許可書等の写し（公道接続部）

* 寄附申込審査結果を通知した後、速やかに提出するもの。

(4) 地役権設定契約書（様式第 4 号）（参考）

(5) 地役権設定後の証明書（登記簿謄本 全部事項証明書）

3) 国県市道、河川等の場合

占用許可書等の写し

4) その他

管網図のほか、管理上必要となる資料（施工時写真、品質管理書類）等を提出すること。

5 寄附の決定

管理者は、寄附申込を受けた場合、必要な調査及び審査を行い、その結果を寄附承諾書（様式第 2 号）にて申込者へ通知するものとする。

6 費用負担

寄附に係る費用は、次のとおりとする。

1) 寄附申込者は、私道に布設されている管路施設の地役権設定を行い、その費用を負担するものとする。

2) 管理者から指示があった事項の費用は、寄附申込者が負担するものとする。

3) 寄附する管路施設の担保期間として、寄附を受けた日から 2 年以内に破損した場合は、寄附申込者の負担にて修繕するものとする。

7 維持管理

寄附承諾後の維持管理については、次のとおりとする。

1) 寄附した管路施設の所有権は市水道事業に帰属し、維持管理は管理者が行うものとする。

2) 私道の維持管理は、土地の所有者が行うことを原則とする。

8 その他

1) 寄附申込者は、管理者が必要であると判断した試験及び調査を行い、その結果を提出すること。

2) 管理者から管理メーター設置の指示を受けたときは、管理者がメーターを貸与する。

様式第1号

令和 年 月 日

伊東市水道事業

伊東市長

様

(代表者) 住 所

申込人 氏 名

電話番号

寄 附 申 込 書

次の水道管路施設を伊東市水道事業に寄附したいので申し込みます。

寄 附 物 件	管 名	管 種	口 径	距離 (数量)	所 在 地
	1 配水管 2 弁栓類 3 その他 ()				
寄附しようとする 理 由	1 伊東市水道事業に協力のため 2 協定 (契約) による 3 その他 ()				
寄 附 の 条 件	1 道路占用許可等 (公道等の場合) 2 地役権の設定 (私道の場合) 3 その他				
寄 附 の 予 定 期 日	令和 年 月				
そ の 他	1 工 事 費 々 2 工事完成日 (布設年) 年 月 日 (年)				
添 付 書 類	1 位置図 (案内図) 2 平面図* ¹ 3 詳細管路図 4 公図* ² 5 工事写真 6 材料承認図 7 登記簿謄本* ³ 8 占用許可書 (写) 9 その他 ()				

【申込人は水道管路所有者となりますので、署名捺印（実印）し、印鑑登録証明書を添付してください。】

※注意

* 1 : 寄附する管路施設の情報を記載

＊２：公図に配管経路を朱書き記載

＊３：私道に布設または設置されている場合に添付（全部事項証明書）

様式第２号

伊東市水道事業指令第 号

令和 年 月 日

様

伊東市水道事業

伊東市長

寄 附 承 諾 書

令和 年 月 日付けで寄附申込みのあった財産の寄附については、次により承諾します。

寄 附 物 件	所 在 地	施設	管種 (種別)	口径 (詳細)	距離 (数量)
受 入 予 定 期 日					
そ の 他 寄 附 承 諾 条 件 等					

様式第 3 号（私道土地所有者用）

地役権設定承諾書

令和 年 月 日

私道に布設されている水道管路施設の寄附に当たり、地役権の設定及び下記の事項について承諾します。

所在地	所有者住所	所有者氏名	実印

※印鑑登録証明書添付

記

- 1 土地の賃借料は、無償とすること。
- 2 伊東市水道事業が、維持管理のために私道への立入り及び掘削を行うこと。
- 3 私道内に新規給水管の布設申請があった場合は、無償で許可すること。
- 4 伊東市水道事業水道管路施設編入基準による地役権設定契約書（様式第 4 号）により、契約を締結すること。
- 5 私道の所有者等の都合により管路施設の布設替え・廃止の必要が生じた場合は、その費用を私道の所有者等が負担すること。

以上

地役権設定契約書（案）

地役権者伊東市水道事業（以下「甲」という。）と承役地所有者（以下「乙」という。）とは水道管路施設（以下「管路施設」という。）の寄附に当たり、次のとおり地役権設定契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（地役権設定の目的）

第2条 別表に記載する乙の所有する土地（1）（以下「この土地」という。）に、甲の所有する土地（2）を要役地とし、甲が管路施設を使用することについて、地役権を設定する。

（地役権設定の範囲）

第3条 甲が設定する地役権の範囲は、この土地の全部又は一部とする。

（存続期間）

第4条 地役権の存続期間は、管路施設の存続する期間とする。

（地代）

第5条 地役権を設定する土地の使用料は、無償とする。

（地上の使用制限）

第6条 乙は、この土地に新たな建物、工作物等を築造することができないものとする。ただし管路施設の維持管理上支障のない軽微なものの設置等は、甲乙が協議して決定する。

（担保責任）

第7条 この契約に第三者から異議の申し立て又は権利の主張があったときは、乙がこれを解決する。

（所有権の譲渡及び抵当権等の設定禁止）

第8条 乙がこの土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、乙は、譲受人に対し、この契約を承継させなければならない。

2 乙は、この土地に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず土地の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（管路施設の維持管理）

第9条 甲は、この土地に布設した管路施設の維持管理を行い、維持管理のためにこの土地に立ち入り、修繕のための掘削等ができるものとする。

（給水管の布設）

第10条 乙は、この土地に布設された管路施設に接続する新規給水管の布設申請があった場合は、無償で許可しなければならない。

（管路施設の布設替え等）

第11条 乙の都合により、管路施設の布設替又は布設廃止を要する場合は、事前に甲の許可を受けるとともに当該布設替又は布設廃止に要する経費は、乙の負担とする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、地役権の期間が終了した場合もしくは本契約が解除された場合に当たっては乙の指定する期日までに、甲の費用で原状に回復し、乙に返還しなければならない。ただし、

乙が承諾した場合は、この限りでない。

(損害賠償責任)

第13条 甲、乙いずれか一方が、次条の定めによりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲、乙いずれか一方が、本契約に違反したときには、その相手方は、いつでも本契約の全部又は一部を解除することができる。

(公租公課の負担)

第15条 この土地に係る公租公課は、乙が負担する。

(登記)

第16条 この土地に設定する地役権の登記は、当該管路施設寄附申請後、管路施設寄附申請者（以下「申請者」という。）の負担により行い、申請者が登記に必要な書類を請求した場合には、甲及び乙は速やかに申請者に提出するものとする。

(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 伊東市大原二丁目1番1号
伊東市水道事業
伊東市長

(乙)

別表

1 土地の表示

(1) 承役地 (乙所有地)			
所 在	地 目	地 積 (㎡)	備 考
(2) 要役地 (甲所有地)			
所 在	地 目	地 積 (㎡)	備 考
			配水池 (承役地に給水する配水池)

2 工作物の表示

種 類	規 格	数 量	備 考

参 考

伊 水 第 号
令和 年 月 日

様

伊東市水道事業
伊東市長

寄附申込審査結果について

令和 年 月 日付け寄附申込書について審査した結果、下記の事項の完了をもって寄附を承諾することとします。

記

- 1 水道管路施設が布設されている伊東市 番地の 外 筆を承役地とし、別紙地役権設定契約書に基づき、伊東市水道事業と承役地所有者が地役権設定契約を締結すること。
- 2 上記の地役権設定契約後、この契約に基づき地役権設定を行うこと。また、登記完了後、速やかに地役権設定が確認できる書類（登記簿謄本等）を提出すること。

※ 上記事項完了後、寄附承諾書をお渡ししますので、その後道路占用許可の権利譲渡の手続きをお願いします。

以上

担当 伊東市水道課
給水計画係 ○○
TEL 32-1852